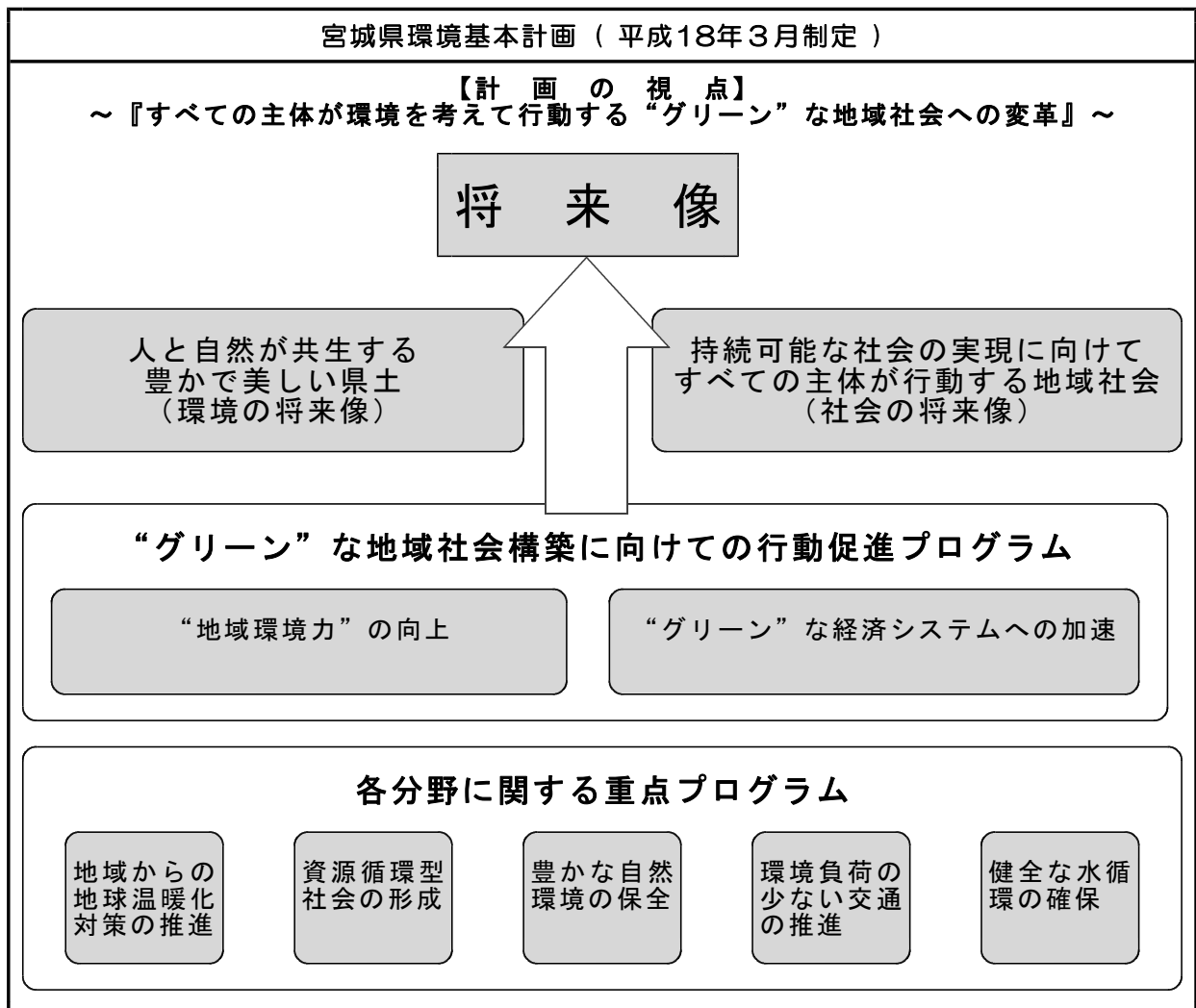
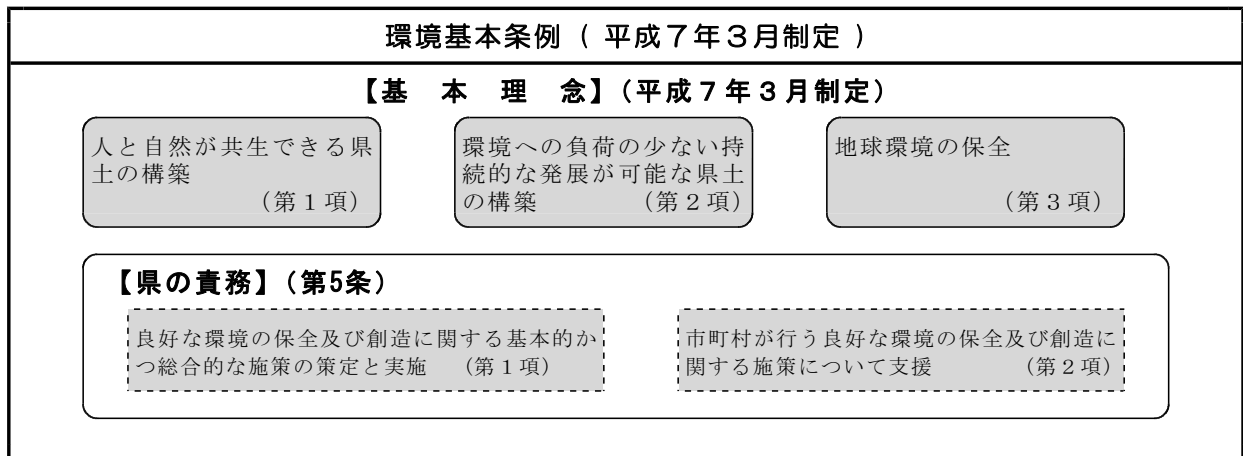


第1章 ひとりひとりが環境を考えて行動する“グリーン”な地域社会への変革に向けて

1 宮城県環境基本計画

県では、県土の良好な環境を保全・創造するため、各種施策を総合的・計画的に進めていくための法的枠組として「環境基本条例」を制定しました。また、「環境基本条例」に基づき平成18年3月に「宮城県環境基本計画」を策定し、県土の目指すべき将来像である「人と自然が共生する豊かで美しい県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」の実現に向け、一層の改善を図る必要性の高い課題について、二つの基本的戦略（「“グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム」と「各分野に関する重点プログラム」）を掲げ、取り組んでいます。



2 環境保全活動に関する行動計画

～ 宮城県環境保全率先実行計画(第3期) ～

県は、行政機関であると同時に、経済活動の中での大規模な事業者かつ消費者であり、事務事業の実施にともなって、資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出等、環境に少なからぬ負荷を与えていることから、環境に配慮した行動を率先して実行し、事務事業を行う際の環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

このようなことから、県では、平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を、平成13年3月に「宮城県環境保全率先実行計画(第2期)」を策定し、これに基づいた環境配慮の行動を推進してきました。

そして、これまでの取組による成果と課題を考慮して、平成18年3月に「宮城県環境保全率先実行計画(第3期)」を策定しました。

なお、この計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条において、県の事務事業に関して温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(実行計画)を策定することが義務づけられたことを受け、温室効果ガスの総排出量の削減目標を設定しています。

1 基本方針

- (1) 「宮城県環境基本計画」に定めるその役割に基づき、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で環境に配慮した行動を率先して実行します。
- (2) 計画で重点的に取り組む項目について、目標を設定します。この目標は、第2期計画の実績を考慮して設定します。
- (3) 目標を達成するため、計画に定める環境配慮行動を、各職場、各職員の創意工夫により自主的・積極的に推進します。
- (4) 温室効果ガス排出量については、京都議定書の趣旨を踏まえ、自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進等により一層の削減に取り組みます。
- (5) 計画の推進に当たっては、行政サービスの低下や事務事業の非効率化が生じないよう配慮します。
- (6) 環境マネジメントシステムに準じて計画の進行管理を行い、毎年、定期に実績を点検評価し、必要な見直しを行います。
- (7) 計画の実績については、毎年、「環境レポート」として取りまとめ公表します。

2 重点的に推進する行動の内容

(1) 自然エネルギー等の導入の推進

「公共施設等への自然エネルギー等の導入指針」(平成18年3月制定)に基づき、公共施設等への自然エネルギー等の導入を積極的に推進します。

(2) E S C O事業の導入

E S C O事業導入可能性調査を実施し、調査結果を基にE S C O事業の計画的導入を図り、施設・設備面からの省エネルギー化を推進します。

(3) 廃棄物の再資源化の推進

古紙類の分別・再資源化を推進するため、地方機関の古紙類を部局単位や地域単位で回収する仕組みの構築などにより、廃棄物の再資源化を推進します。

(4) 省エネ等に関する行動のルール化の推進

庁舎ごとに実態に応じた庁舎管理マニュアルを整備し、省資源、省エネルギー、廃棄物の分別等に関する行動のルール化を図り、これらの一層の推進を図ります。

(5) グリーン購入の推進

グリーン購入については、グリーン購入促進条例が制定されたことから、「グリーン購入基本方針」を策定し、この方針に基づき毎年度、グリーン購入推進計画を作成して取り組むことにより、一層の推進を図ります。

(6) 職員の教育・研修の充実

職員の環境配慮意識を高めるため、環境配慮行動等に関する情報紙の発行や職員向け普及啓発用教材等の作成・配布等を推進し、職員の教育・研修の充実を図ります。